一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成25年6月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第42号

- 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成12年岩手県条例第62号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附則	附則
1~4 [略]	1~4 [略]
	5 平成25年7月から平成26年3月までの間における第1号任期付研究員
	び第2号任期付研究員の給料月額は、第5条の規定にかかわらず、同条の
	規定に基づき定められる額から、当該額に次の表の左欄に掲げる職員の国
	分に応じて同表の右欄に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の
	端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、
	同条第5項に規定する任期付研究員業績手当の額、給与条例第3条に規定
	する給与(給料を除く。)の額、給与条例第36条に規定する勤務1時間
	たりの給与額及び職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の たりの給与額及び職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の額
	の算出の基礎となる給料月額については、第5条の規定に基づき定められ
	る額とする。
	職員割合
	第5条第1項の給料表の3号給以上の給料月額を受 100分の9.4
	ける職員
	前項に掲げる職員以外の職員 100分の7.4
	100/J V/1.1

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。